

パブリック・コメント制度による

「富士市事前都市復興計画（案）」

に対する意見募集について

- 意見募集期間 令和7年2月14日（金）から令和7年3月14日（金）まで
- 意見の提出方法
 - 直接の場合 富士市役所7階 都市計画課へ
 - 郵送の場合 〒417-8601
富士市永田町1丁目100番地
富士市都市整備部都市計画課あて
 - FAXの場合 0545-51-0475
 - Eメールの場合 toshikei@div.city.fuji.shizuoka.jp
 - 市ウェブサイト パブリック・コメントコーナーから
専用フォームへ
- 意見の記載方法 様式は問いませんが、案件名「富士市事前都市復興計画（案）」、
意見、住所、氏名、電話番号を明記してください。

令和7年2月

富士市 都市整備部 都市計画課

I はじめに

1 事前都市復興計画の概要（本編 P1）

（1）富士市事前都市復興計画とは

発災後、迅速かつ着実に復興まちづくりを進めることができるよう、あらかじめ、復興の課題を想定し、復興まちづくりの方向性や進め方等を定めた計画

（2）計画改定の背景

- ・国が示すガイドラインや新たに策定・改定した上位関連計画との整合
- ・自然災害の激甚化・頻発化により全国各地で発生する大規模な自然災害への対応
- ・防災・減災に対する意識の高まり

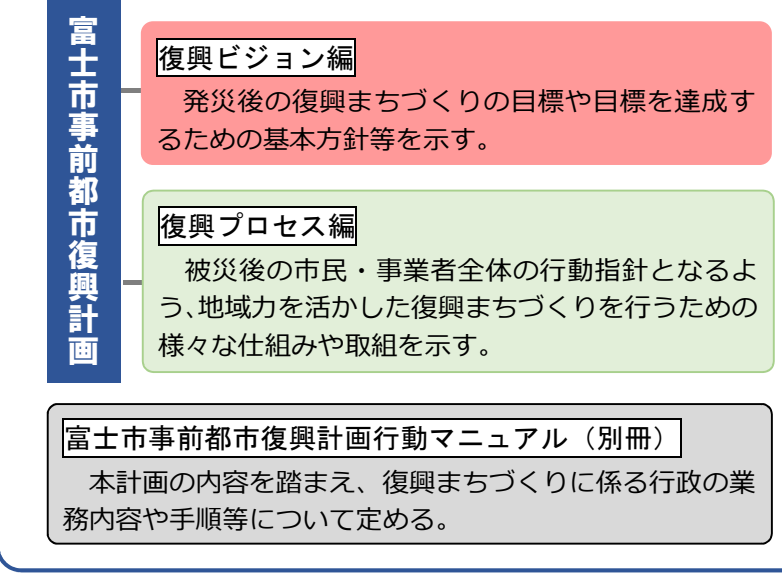
（3）計画の役割

- ・市民・事業者・行政の考えを反映した「復興計画」の早期策定につなげる
- ・「都市計画マスタープラン」に即した復興まちづくりの推進

（4）計画の位置付け

- ・「総合計画」、「都市計画マスタープラン」、「地域防災計画」を上位計画として、関連計画と整合・連携
- ・発災後は、本計画を踏まえて「復興計画」を策定

2 事前都市復興計画の構成（本編 P3）



II 復興ビジョン編

1 復興ビジョン編の概要（本編 P5）

（1）復興ビジョン編とは

円滑な復興まちづくりを実現するため、本市を取り巻く状況を踏まえ、発災後の復興まちづくりの目標や基本方針等について示したもの

（2）復興ビジョン編の構成

富士市の現状等	本市を取り巻く状況、災害リスク等
近年発生した大規模災害からの教訓	被害状況や復興政策における教訓
復興まちづくりの課題	復興まちづくりを進める上での課題
復興まちづくりの基本理念	関係者が共通認識として持つべき根本的な考え方
復興まちづくりの目標及び基本方針	基本理念の実現に向けた目標・基本方針

2 富士市の現状等（本編 P6）

（1）本市を取り巻く社会経済情勢

- ・人口減少・高齢化が進み、今後も進行する想定
- ・産業活力は横ばい傾向
- ・公共事業に充てられる財源は一段と限られてくる想定

（2）市街地の現状

- ・富士駅周辺等では商業地と主に住宅地との複合市街地が、また、住居系市街地がこれらを取り囲むように形成
- ・教育・医療・福祉施設が市街化区域内に多く立地
- ・都市計画道路は、市内 75 路線を決定しているものの、未整備区間も多く存在 等

（3）上位関連計画における都市構造の整理

- ・都市計画マスタープラン、立地適正化計画における将来の都市機能配置や連携の考え方を整理

（4）災害リスクの把握

- 地震による被害特性

 - ・田子の浦港西部等には津波浸水被害と、建物倒壊や狭小な道路の閉塞の危険性が高いと想定される区域が重複
 - ・岳南富士岡駅北部には液状化の危険性と、建物倒壊や狭小な道路の閉塞の危険性が高いと想定される区域が重複
 - ・富士市役所北部等では建物倒壊や狭小な道路の閉塞を想定 等
- 水害による被害特性

 - ・富士川駅北部には土砂災害及び家屋倒壊等氾濫想定区域と、洪水・内水による垂直避難が困難な住宅が存在する区域が重複
 - ・潤井川沿岸等には家屋倒壊等氾濫想定区域と、洪水・内水による垂直避難が困難な住宅が存在する区域が重複
 - ・赤淵川沿岸には土砂災害及び家屋倒壊等氾濫想定区域における被害が想定される区域が重複 等

（5）発災時における将来都市構造への影響

- ・「田子の浦港産業拠点」では津波浸水被害、「吉原駅周辺地域生活拠点」では液状化による被害を想定
- ・「富士駅周辺都市生活・交流拠点」等では、旧耐震基準建築物と狭あい道路の危険度ランクが高い区域が存在
- ・「まちなか」の蓼原・青葉町等においては、浸水深 3.0m以上の浸水による被害を想定 等

（6）市民の意識等

- ・市民が魅力を感じる地域として「災害の危険が少ないか、災害に十分に備え安心して暮らせる地域」が上位
- ・将来イメージとして「自然災害に強く、犯罪が少ない安全・安心な都市」が望まれている
- ・「防災・減災対策」の中で、特に重要な取組として「被災した場合の生活を考えるなど事前の取組の推進」が上位 等

3 近年発生した大規模災害からの教訓（本編 P28）

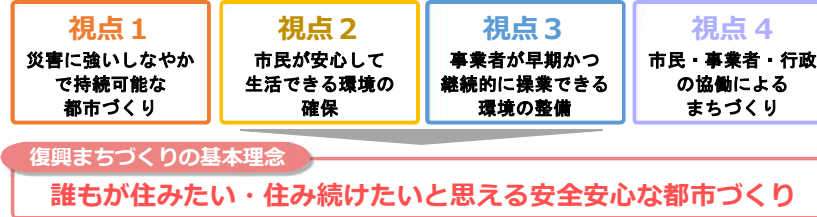
市街地の復興	◆被災状況等の情報把握の遅れ ◆災害対応従事者等の活動環境に改善が必要 ◆発災後に復興事業を計画すると過大となる恐れ ◆河川の増水や浸水により仮置場の設置が困難 ◆地籍調査未完了に伴う復興事業の遅れ 等	住環境の復興	◆地域コミュニティの崩壊、再生困難 ◆医療サービス等の低下に伴う持病の悪化 ◆被災者の生活利便性の低下 ◆避難所の長期開設に伴う教育環境の悪化 ◆被災家屋等の解体・撤去の遅れ
産業の復興	◆農林漁業の生産縮小・廃止 ◆工場・事業所及び労働者の流出 ◆過剰な設備投資による資金繰りの悪化 ◆被災事業所・農地への復旧・復興支援の遅れ	復興の体制等	◆行政・住民双方の混乱 ◆行政主導による「復興計画」の策定 ◆行政内及び行政間の連携不足 ◆受援体制の未整備による混乱の発生 ◆事業者不足・資材の高騰に伴う工事入札の不調 等

4 復興まちづくりの課題（本編 P35）

市街地の復興	災害に強いしなやかで持続可能な市街地の形成	住環境の復興	安心して暮らせる住環境整備
産業の復興	産業活動の停滞からの早期回復	復興の体制等	市民・事業者・行政の協働による復興

5 復興まちづくりの基本理念（本編 P37）

復興まちづくりにおいて、関係者が共通認識として持つべき根本的な考え方のこと。4 つの視点に配慮し、上位計画である「総合計画」及び「都市計画マスタープラン」の基本理念を尊重し設定。



6 復興まちづくりの目標及び基本方針（本編 P40）

復興まちづくりを計画的に進めていくため、復興まちづくりの 4 つの課題に応じ、基本理念の実現に向けた目標及び目標達成のための基本方針を定める。

（1）市街地の復興

目標：災害に強い、安全・安心な市街地の早期形成	
方針1：災害に強い市街地整備	方針2：段階的な市街地復興
方針3：まちの骨格となる都市計画道路の整備	方針4：復興地区区分に応じた市街地整備

（2）住環境の復興

目標：誰もが安心して暮らせる良好な住環境の形成	
方針１：利用しやすい仮設住宅・復興公営住宅の整備	方針２：住宅再建支援の充実
方針３：ライフラインの早期確保	方針４：医療・保健・福祉機能の維持及び教育機能の早期回復
方針５：生活道路や公共交通の機能回復	

（3）産業の復興

目標：活力を創り高める、産業活動の早期再開及び事業者の事業継続	
方針1：産業拠点機能の早期回復	方針2：工場等における事業継続の促進
方針3：商業活動の継続性の確保	方針4：農林漁業等の早期再建

（4）復興の体制等

目標：市民・事業者・行政の協働による復興まちづくり体制の構築	
方針１：協働による復興計画の策定及びきめ細かな情報発信	方針２：人材確保及び復興まちづくり組織の設置促進
方針３：復興の進め方及び役割の明確化	方針４：行政内及び行政間の連携強化

7 復興地区区分（本編 P49）

まちづくりの主体性や整備手法が異なる 3 つの復興地区区分を設定する。

復興重点地区	都市機能の集約を目指す地区の中で主に大きな被害を受けた地区等で、行政が積極的に地域住民に働きかけて復興を推進する地区
復興推進地区	都市機能の集約を目指す地区の中で主に相当規模の被害を受けた地区及びその他の市街化区域内において大きな被害を受けた地区等で、住民発意により復興を推進する地区
復興促進地区	市街化区域内で被害が散在した地区及び市街化調整区域内で大きな被害を受けた地区等で、住民・事業者主体による復興を促進する地区

III 復興プロセス編

1 復興プロセス編の概要（本編 P53）

(1) 復興プロセス編とは

発災後の復興の取組の中で、市民・事業者及び行政のそれぞれのうごきについて示したもので、今何をすべきか、どのような支援があるのかを把握し、スムーズな復興まちづくりを推進する。

(2) 復興プロセス編の構成

復興プロセス編の概要

復興プロセス編の考え方と構成

復興まちづくりのながれ

復興までの一般的な経過や復興まちづくりの概況

分野別の復興プロセス

分野別の市民等の具体的なうごきや行政からの支援について

復興まちづくり体制

協働による復興まちづくりの体制づくり

復興まちづくりの推進に向けて

地域協働や行政内の取組など平常時の取組

2 復興まちづくりのながれ（本編 P56）

発災後の時間的経過に伴う 4 つのステップを設定し、その時の状況に応じた復興まちづくりを進める。

発災

緊急対応期

概ね 2 ヶ月

■全体の概況

被災後の混乱の中、自宅での生活が困難な人は避難所等での一時的な不自由な生活を経て、仮設住宅等への入居が始まる

■復興まちづくりの概況

被災者の応急的な生活の場を確保するため、避難所の設置や仮設住宅の整備、ライフラインの復旧が進められる

応急復旧期

概ね 6 ヶ月

■全体の概況

仮設住宅等での生活が始まり、仮設店舗や事業所の営業も本格化する

■復興まちづくりの概況

被災者の日常的な生活を確保するため、仮設店舗の設置や被災した道路の整備等が進められる

復興始動期

概ね 2 年

■全体の概況

仮設住宅や事業所等から、恒久的な住まいや事業所等の再建が本格化する

■復興まちづくりの概況

被災者の恒久的な生活の場を確保するため、道路整備や生活再建支援など復興事業が進められる

本格復興期

2 年 以上

■全体の概況

仮設住宅や店舗等の撤去が始まる

■復興まちづくりの概況

復興事業と併せて一般施策を展開し、目指すべき都市の将来像の実現に向けた取組が進められる

3 分野別の復興プロセス（本編 P58）

復興プロセスは、以下の 5 つの分野における段階的な復興まちづくりの取組を示したもの

発災

緊急対応期

応急復旧期

復興始動期

本格復興期

市街地の復興	被害確認 復興方針の策定 復興地区区分の設定	第一次建築制限 意向調査	復興計画の策定 第二次建築制限 復興まちづくり準備会の設置 復興まちづくり協議会の設置 意向調査	復興まちづくり計画の策定 まちづくりルールの策定 復興事業計画の策定 調査・測量・設計 基盤・面的整備の開始	意向調査の実施 復興事業計画の見直し
住宅等の復興	避難所等への避難 被害確認 罹災証明書 意向調査	応急修理 仮設住宅の整備・確保 学校教育の再開 仮設住宅への入居・説明会	避難所の閉鎖 教育施設の整備 説明会・意向調査	復興公営住宅の整備 自宅の再建 復興公営住宅への入居・説明会	仮設住宅の撤去
医療・保健・福祉の復興	被害確認 福祉避難所の設置 巡回訪問等の実施	応急修理 仮設施設の確保 サービスの一部再開	福祉避難所の閉鎖	施設の再建 通常業務の再開	仮設施設の撤去
商業・工業の復興	被害確認 意向調査	応急修理 仮設店舗・事業所等の確保	仮営業（操業）の開始 雇用の確保	店舗・事業所等の再建 本格営業（操業）の再開	仮設店舗・事業所等の撤去
農林漁業の復興	被害確認 農林漁業施設の応急復旧	意向調査 機材等の確保	事業の共同化の検討 一部操業再開	事業の共同化 従事者の確保 農林漁業施設の整備	本格的な操業の再開

4 復興まちづくりの体制（本編 P78）

(1) 自助・共助・公助

くらしの再建は被災者自身が行うこと（自助）が原則ではあるものの、個人でできないことは、地域の力（共助）や行政の支援（公助）を借りて、復興を進めていく。また、自助・共助・公助がバランスよく連携するためには中間支援組織の協力が重要。

自助

共助

公助

中間支援組織
学識者・NPO・コンサルタント など

■担い手

自助	市民、事業者
共助	市民、事業者、町内会・区、自主防災会、まちづくり協議会 など
公助	国・県・市等の行政機関

(2) 協働による復興まちづくり体制

復興まちづくりには、地域住民の復興への意欲と合意形成が不可欠であるため、地域が主体となったまちづくり組織が重要。また、復興まちづくりの検討の際には、行政の支援や、コンサルタント、学識者等といった中間支援組織の参画が必要。

復興まちづくり協議会

市民（地域住民）
事業者
町内会・区
自主防災会
まちづくり協議会 など

要請・連絡

富士市

支援・職員派遣

連携・調整

中間支援組織

学識者
コンサルタント
NPO など

専門家派遣

5 復興まちづくりの推進に向けて（本編 P82）

(1) 復興まちづくりに係る平常時の主な取組

市民	自主防災活動への参加 防災マップ等で自宅の災害リスクを確認 等
事業者	BCP（事業継続計画）の策定 等
地域	自主防災活動、復興まちづくり訓練の実施 地区防災会議の実施 等
行政	復興まちづくり訓練・講座の実施 事前都市復興計画の周知 等
中間支援組織	復興まちづくり訓練の実施を支援

(2) 地域協働の取組

◆復興まちづくり訓練

自分達のまちが被災したら、復興をどう進めるかについて考える取組で、復興を模擬体験する訓練

◆復興まちづくり講座

復興まちづくりの進め方等について、市民等に正しく理解してもらうため、防災講座や各種会合と併せて実施

◆災害図上訓練（DIG）

みんなで地図を囲み、地域の情報を書き落とすことで、普段気づかない自分の地域の災害に対する“弱み”や“強み”を再確認し、減災のために家庭や地域で事前にできること（やるべきこと）を話し合う。

(3) 行政内の取組

災害への事前準備、発災時のうごきの周知等のため、本計画の策定・公表、防災マップの作成・配布等のほか、行政内部の横断的な連携を高めるために、全庁的な訓練を実施。また、行政職員の復興まちづくりに向けた意識啓発や情報共有、連絡体制の構築を図るとともに、行政の取組についての手順等を確認し、発災後の円滑な支援に備える。

(4) 事前都市復興計画の見直しの考え方

「復興まちづくり訓練」や「庁内訓練」の成果、社会経済情勢の変化、「都市計画マスタープラン」や「立地適正化計画」の改定、被害想定の更新等があった場合は、適宜計画の見直しを行う。